

# 銚子市国土強靱化地域計画

銚子市

## 目次

### ■基本計画編

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本市の地域特性	1
3 計画の位置づけ	3
4 銚子市地域防災計画との比較	3
5 計画策定に係るプロセス	4
6 強靱化する上での目標の明確化（STEP 1）	4
第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価	6
1 想定するリスク（大規模自然災害等）	6
2 リスクシナリオの設定（STEP 2）	6
3 重点化すべきリスクシナリオの設定（STEP 3）	6
4 国土強靱化に係る施策分野の設定（STEP 4）	6
5 脆弱性評価の結果（STEP 5）	7
第3章 リスクシナリオへの対応方策（STEP 6）	9
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	9
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	14
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	16
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	17
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	18
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	19
7 制御不能な二次災害を発生させない	21
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	23
第4章 計画の推進と進捗管理	25
1 施策の重点化	25
2 進捗状況の把握	25
3 計画の見直し	26
【別記】脆弱性の評価・分析	27
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	27
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	32
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	34
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	35
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	35
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	37
7 制御不能な二次災害を発生させない	39
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	40

## ■ 基本計画編

---

## 第1章 総論

### 1 計画策定の趣旨

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。また、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。また、近年、気候変動に伴い、豪雨や突風被害が頻発するなど、災害は多岐にわたってきている。

平成25年12月11日に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

本計画は、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な銚子市を、市、市民、民間事業者など様々な主体の参画・連携のもと、脆弱性評価を踏まえて、作り上げるために策定するものである。

### 2 本市の地域特性

#### (1) 地勢

##### ア 位置・面積

本市は東京から100km、東経140度50分、北緯35度44分、関東平野の最東端に位置し、面積は84.20平方キロメートル。

北は利根川を隔て茨城県の神栖市に対し、東から南は太平洋に臨み、利根川沿い北西方面は東庄町と、太平洋側南西方面は旭市と接している。

本市の地勢の特徴は、丘陵性台地と谷津が錯綜している点にある。地形を大きく分けると、愛宕山を中心とした丘陵地、半島中央部から西方の下総台地に連なる洪積台地、半島北側の河川堆積作用により形成された沖積低地の3つに大別される。

内陸部は、利根川沿岸の平坦地、南西部の下総台地と東部の丘陵部となっている。利根川沿いの沖積地一帯は、標高10m以下の平坦な低地で、ここに市街地が形成されて本市の中核地帯となっている。

##### イ 地質

銚子半島の東側は、愛宕山（標高73.6m）において千葉県で最も古い中生代（ジュラ紀）の地層、黒生から長崎にかけての海岸沿いでは、中生代（白亜紀）の銚子層群、銚子ポートタワー付近では、新生代（新第三紀中新世）の夫婦ヶ鼻層と多様な時代の地層が見られる。

一方、銚子半島の西側は、下位に新第三紀鮮新世の名洗層、第四紀更新世の飯岡層などからなる犬吠層群、その上に香取層、関東ローム層に覆われた標高35～55mの台地

となっている。

## ウ 気象

本市は、太平洋に突き出た形をしており、三方を水に囲まれ、黒潮と親潮が交わる海流の影響を受け、夏涼しく冬暖かい海洋性気候（年平均気温は約 15℃）となっている。

## (2) 社会環境

### ア 人口及び世帯

本市の総人口は 64,415 人（平成 27 年国勢調査）で、昭和 40 年代前半の 9 万人強をピークに、大きく減少傾向が続いている。一方、世帯数は大きく増加してきたが、近年は減少に転じている。

表 1 人口世帯数の推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）
昭和40年	91,492	20,533
昭和45年	90,415	21,548
昭和50年	90,374	23,151
昭和55年	89,416	24,018
昭和60年	87,883	24,387
平成 2 年	85,138	24,807
平成 7 年	82,180	25,448
平成12年	78,697	25,889
平成17年	75,020	26,812
平成22年	70,210	27,035
平成27年	64,415	26,234

資料：国勢調査

### イ 中心市街地と集落の分布

本市は江戸時代、利根川を利用して江戸に海産物、農産物を運ぶ流通拠点として繁栄し、物見遊山（観光）の地としても名高かった。また、醤油醸造も盛んになり、現在は工業、商業、観光が組み合わさった多機能都市となり、その中心市街地は J R 銚子駅を起点に利根川側に広がっている。

また、平成 22 年には国道 126 号沿線に郊外型ショッピングセンターが進出した。

集落は、利根川沿いの低地帯を中心に形成されている。

### ウ 土地利用

本市の総面積は 84.20k m<sup>2</sup>（令和元年 10 月 1 日現在）で、地目別土地利用の主なものは、畑 22.7%、宅地 15.6%、山林 14.9%となっており、平成 12 年当時と比較すると、山林（16.6%から 14.9%）が減り、宅地化（14.9%から 15.6%）が進んでいる。

表 2 地目別土地面積（面積の単位：1,000 m<sup>2</sup>）

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	84,201	9,048	19,079	13,199	57	12,528	565	3,631	26,094
構成比	100.0%	10.8%	22.7%	15.6%	0.1%	14.9%	0.7%	4.3%	30.9%

資料：税務課「固定資産概要調書」(平成 31 年 1 月 1 日現在)

## 工 用途地域

本市は、市街化区域を設定していないが、用途地域を次の表のように設定している。

銚子漁港を中心とする利根川沿いは、準工業地域が中心で産業的な利用がされており、その南側の低地及び一部の台地に住居地域が広がっている。

本市の東側及び南側の海沿いは、風致地区や国定公園地域に指定されており、観光やマリンリゾートとしての利用が進められている。

表 3 用途地域の面積

種別名称	面積 (ha)	種別名称	面積 (ha)
第 1 種低層住居専用地域	70	近隣商業地域	82
第 1 種中高層住居専用地域	170	商業地域	42
第 1 種住居地域	597	準工業地域	298
第 2 種住居地域	78	工業地域	119
用途地域面積合計			1,456

## オ 交通条件

本市と市外を結ぶ道路には、市域の南側をほぼ東西に走り旭市へつながる国道 126 号及び利根川沿い北西方向へ走り東庄町へつながる国道 356 号、利根川を挟んだ対岸の茨城県神栖市と銚子大橋で結ぶ国道 124 号の 3 線がある。市域の主要道路には県道銚子公園線、外川港線などがある。

鉄道については、JR 総武本線・成田線のほか、JR 銚子駅から中心市街地と外川地区を結ぶ営業キロ 6.4km の銚子電気鉄道線がある。

## 3 計画の位置づけ

国の国土強靱化地域計画策定ガイドラインによれば、市が策定する国土強靱化地域計画（以下「市強靱化計画」という。）は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有することとされている。

本計画も、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」（以下「国強靱化計画」という。）や「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県強靱化計画」という。）と調和を図りつつ、銚子市総合計画（以下「市総合計画」という。）で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づける。

## 4 銚子市地域防災計画との比較

銚子市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）は、主に、発災時・発災後を対象とするが、市強靱化計画では、発災前（平常時）を主な対象とし事前防災に必要な対応策を検討する。

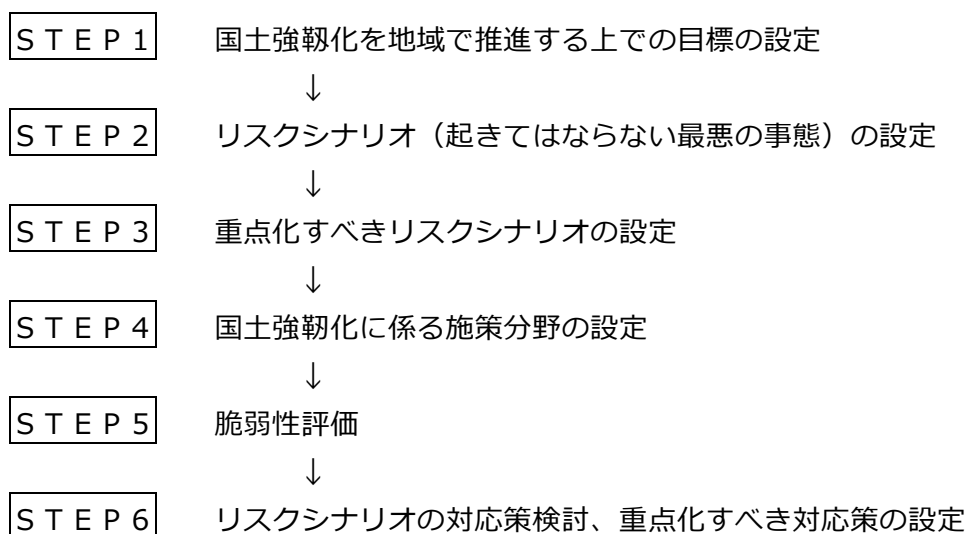
また、市防災計画は、地震や風水害など災害の種類ごとに対応策を検討するが、市強靱化計画では、地域で想定される自然災害全般を見据え、起きてはならない最悪の事態として

様々な角度からリスクシナリオを設定し、既存の取組の脆弱性を評価した上で対応策を検討する。

さらに、市強靱化計画では、設定したリスクシナリオが回避されなかった場合の影響の大きさ、重要度、緊急度の観点から、重点化するリスクシナリオとそれを回避する対応策を設定する。

## 5 計画策定に係るプロセス

国の地域計画策定ガイドラインを参考に、次のプロセスにより計画を策定する。



## 6 強靱化する上での目標の明確化（STEP 1）

### (1) 基本目標

基本法第14条において、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、市強靱化計画の策定に当たっては、国強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として設定する。

- 基本目標
- I 人命の保護が最大限図られる
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### (2) 事前に備えるべき基本目標

上記4つの基本目標を基に、大規模自然災害等を想定し、より具体化した達成すべき目標として、国強靱化計画や県強靱化計画を参考に、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

■ 事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



## 第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価

脆弱性の分析・評価は、強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために行うものであり、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で、強靱化施策分野を設定し、総合的かつ客観的に行っている。

### 1 想定するリスク（大規模自然災害等）

リスクシナリオの設定と脆弱性評価を実施する上で想定する大規模自然災害等として、自然災害全般を想定する。

### 2 リスクシナリオの設定（STEP 2）

本計画においては、国強靱化計画や県強靱化計画のリスクシナリオを参考に、本市の地域特性等を踏まえ、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に対して、起きてはならない最悪の事態として、8ページのとおり30のリスクシナリオを設定した。

### 3 重点化すべきリスクシナリオの設定（STEP 3）

30のリスクシナリオについて、人命の保護を最優先として、国強靱化計画や県強靱化計画との調和を踏まえつつ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、重要度、緊急度の観点から、14の重点化すべきリスクシナリオを設定した。

### 4 国土強靱化に係る施策分野の設定（STEP 4）

国強靱化計画や県強靱化計画、市総合計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な9つの個別施策分野と1つの横断的施策分野を設定した。

#### ■ 個別施策分野

- 1 生まれる・育つ
- 2 学ぶ
- 3 働く
- 4 老いる・逝く
- 5 家庭・近隣
- 6 学区・生活圏域
- 7 市域
- 8 広域
- 9 行財政運営

#### ■ 横断的施策分野

- 1 老朽化対策

## 5 脆弱性評価の結果（STEP 5）

### (1) 脆弱性評価の手順

縦軸に30のリスクシナリオと、横軸に10の施策分野を配置したマトリクスを作成し、現在取り組んでいる施策を整理した。

### (2) 結果

脆弱性評価結果については、【別記】脆弱性の評価・分析のとおりであり、この結果を踏まえた脆弱性の評価・分析のポイントは次のとおりである。

#### ア 地域特性を踏まえた対策が必要

本市は、太平洋に突き出た形をしており、北に利根川、南と東を太平洋と三方を水に囲まれていることから、このような地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

#### イ 効果的なハード・ソフト対策が必要

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練などのソフト対策と組み合わせて、効果的に対策を推進する必要がある。

#### ウ 国、県、市民、民間事業者等との連携が必要

本市域のみならず、より広域的な視点を踏まえ、国・県の取組が必要な場合、市民、民間事業者が主体となった取組が必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取組が必要な場合等には、国、県、市民、民間事業者等との間で十分に連携を図る必要がある。

## リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興の恐れが大幅に遅れる事態

### 第3章リスクシナリオへの対応方策（STEP 6）

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として整理した。

#### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

##### 1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

###### （地震対策の推進）

地震による被害軽減施策を進めるため、国や県の地震被害想定調査の結果を踏まえた防災・減災対策を着実に進める。

###### （公共施設の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。

###### （防災拠点としての機能保全）

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施し防災拠点としての機能保全を図る。

###### （学校施設の維持管理）

学校施設の統廃合に基づき長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。

###### （民間住宅の耐震化）

民間住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用、住宅リフォーム費用の一部を助成する各種補助制度の周知・活用を促進し、民間住宅の耐震化を推進する。

###### （市営住宅の適正な管理）

市営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事による長寿命化や廃止を含めた適切な維持管理を行う。

###### （空家対策の推進）

大規模災害発生時に、老朽化した危険な空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空家対策を実施する。

###### （適正な土地利用の推進）

災害時においても、安全性が確保されるように、ソフト・ハード対策を組み合わせながら、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。今後、立地適正化計画を策定するにあたり、浸水想定区域を踏まえた居住誘導区域及びソフト・ハード対策による安全性の確保を検討する。

###### （公園整備と緑化の推進）

災害発生時の一時避難場所や延焼遮断帯、復興に向けた仮設住宅建設用地となる重要なオープンスペースとして公園等施設の整備を推進する。公園としての適切な維持管理に努め、公園施設の補修・改修等を行い長寿命化に取り組むとともに、防災ベンチ、マンホールトイレ等の防災機能の付加の整備に努める。

### **(避難路の通行確保対策)**

市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化、無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する。

### **(市道の整備)**

市街地幹線道路の無電柱化及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する。

災害対策上、重要な道路の閉塞を防止するため、沿道の建築物のさらなる耐震化を促進する。

### **(河川護岸の整備等)**

地震発生時において、中小河川等の護岸損壊や倒木による閉塞を防止するため、石積み護岸、老朽化した護岸、自然護岸の新設改良整備に取り組む。

地震発生時の倒木による河川閉塞を防止するため、沿川の点検と樹木の伐採に取り組む。

### **(急傾斜地崩壊対策施設の適正管理)**

急傾斜地の崩壊による建物倒壊や人的被害の発生を防止するため、擁壁など防護施設の適切な維持管理を行う。

### **(消防力の充実・強化)**

平時から施設整備や高機能消防車両等の更新などのハード対策と、高度な災害対応能力を発揮する部隊運用の習熟などのソフト対策を推進し、消防活動体制の充実強化を図る。また、千葉県消防広域応援隊並びに緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、連携して効果的な活動が行えるよう災害時における受援計画運用の対応力を強化する。

### **(消防団員の確保及び組織の強化)**

消防庫の新築及び改修、消防車両、各種資機材等の活動環境の整備を図り、広報による入団促進に努める。また、少ない人数でも災害対応できる体制づくりの強化を図るなど、常備消防と消防団の連携強化を推進する。

### **(火災予防行政の推進)**

家具の転倒防止や安全装置付きの火気器具の普及及び出火防止対策を図るとともに、地震による火災の発生原因が高い通電火災などの対策について広く啓発する。また、地域の防災訓練において、発生時の対応能力の習熟を図る。

### **(避難行動要支援者の支援体制の強化)**

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿の更新に努めるとともに、町内会や消防団等に働きかけ、地域の協力体制を確立する。

### **(地域防災力の向上)**

防災組織を担う防災リーダー（防災士）の育成、地域の防災訓練の支援、資機材の整備の支援などの取組を通して、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る。

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

### (公共施設の耐震化・不燃化等)

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。【1-1 再掲】

### (消防力の充実・強化)

平時から施設整備や高機能消防車両等の更新などのハード対策と、高度な災害対応能力を発揮する部隊運用の習熟などのソフト対策を推進し、消防活動体制の充実強化を図る。また、千葉県消防広域応援隊並びに緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、連携して効果的な活動が行えるよう災害時における受援計画運用の対応力を強化する。【1-1 再掲】

### (消防団員の確保及び組織の強化)

消防庫の新築及び改修、消防車両、各種資機材等の活動環境の整備を図り、広報による入団促進に努める。また、少ない人数でも災害対応できる体制づくりの強化を図るなど、常備消防と消防団の連携強化を推進する。【1-1 再掲】

### (火災予防行政の推進)

家具の転倒防止や安全装置付きの火気器具の普及及び出火防止対策を図るとともに、地震による火災の発生原因が高い通電火災などの対策について広く啓発する。また、地域の防災訓練において、発生時の対応能力の習熟を図る。【1-1 再掲】

## 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

### (津波対策の推進)

津波浸水予想図や津波高、浸水深などの津波シミュレーションや「千葉県津波避難計画策定指針」を踏まえ、津波避難計画、津波ハザードマップの作成、見直しを行うなど、津波避難対策を推進する。

### (津波避難施設の整備)

速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等や避難誘導標識の設置、安全な場所までの避難路や津波避難タワー等を整備するなど、津波避難施設の整備を推進する。

### (情報伝達手段の確保・多重化)

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る。

### (地域防災力の向上)

防災組織を担う防災リーダー（防災士）の育成、地域の防災訓練の支援、資機材の整備の支援などの取組を通して、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

#### **(防災拠点としての機能保全)**

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施すなどで防災拠点としての機能保全を図る。【1-1 再掲】

#### **(市民の津波に対する自助共助、防災意識の醸成)**

避難所等への安全な避難に資するよう、防災訓練、研修会等の機会を通じて市民の津波に対する自助と共助の意識、防災意識の醸成を図る。

#### **(防災教育の推進)**

児童生徒の災害に対する危機意識を一層高めるため、地震・津波などの災害に対応した防災訓練の実施や災害時の連絡体制の整備を図る。

#### **(海岸における津波・高潮対策施設の整備促進)**

千葉県が進めている津波・高潮防護の考えを取り入れた海岸保全施設の整備を促進する。

#### **(利根川沿岸部津波・高潮対策施設の整備促進)**

津波の遡上による利根川増水時において、浸水被害を防止するため、国との連携を図りながら堤防及び利根川本流から中小河川等への逆流を防止する樋管の設置を促進する。

#### **(樋管の効果的な管理運用)**

津波の遡上による利根川の増水時に中小河川・法定外水路への逆流が発生した際、樋管のゲートを迅速に閉鎖することにより、住民の生命・財産への被害を抑制する。あわせて、閉鎖作業従事者の安全を確保するため、国との連携を図りながら、樋管操作の自動化・遠隔化を促進する。

樋管の操作機器を含む施設の点検・補修や樋管排水路の計画的な浚渫など適切な維持管理を行う。将来的には施設の更新整備を実施することにより、災害発生時における樋管の良好な運転環境を保持する。

#### **(河川整備の推進)**

津波の遡上発生時において中小河川・法定外水路の護岸損壊や、越水・溢水による浸水被害を防止するため、護岸の点検・補修、新設改良や嵩上工事、流量確保のための計画的な浚渫工事を推進する。

#### **(津波避難路の整備等)**

津波避難路の指定及び道路改良等整備を実施する。

冬季において路面凍結のおそれのある交通量の多い路線の坂道に凍結防止剤を設置・散布することにより、事故を防止する。

#### **(道路排水施設の整備の推進)**

津波発生時における側溝・水路・管渠などの道路排水施設の流下能力の不足や、老朽化を原因とする道路冠水等の被害を防止するため、道路排水施設の新設改良工事に取り組む。

### **1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**

#### **(水害対策の推進)**

水害が発生した際に、市民が水害から安全に避難できるよう、洪水浸水想定区域などの

基礎データに基づく洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・見直しを行うなど、水害避難対策を推進する。

#### **(利根川沿岸部の洪水対策施設の整備促進)**

豪雨による利根川増水時において、浸水被害を防止するため、国との連携を図りながら堤防及び利根川本流から中小河川等への逆流を防止する樋管の設置を促進する。【1-3 再掲】

#### **(水防機能の強化)**

豪雨時に利根川の増水を原因とする浸水被害が発生した場合に備え、排水ポンプの調達や浸水被害の発生状況を即時に把握するための機器設置に取り組む。

#### **(樋管の効果的な管理運用)**

豪雨による利根川の増水時に中小河川・法定外水路への逆流が発生した際、樋管のゲートを迅速に閉鎖することにより、住民の生命・財産への被害を抑制する。あわせて、閉鎖作業従事者の安全を確保するため、国との連携を図りながら、樋管操作の自動化・遠隔化を促進する。

樋管の操作機器を含む施設の点検・補修、樋管排水路の計画的な浚渫など適切な維持管理を行う。将来的には施設の更新整備を実施することにより、災害発生時における樋管の良好な運転環境を保持する。【1-3 再掲】

#### **(河川護岸等の整備の推進)**

豪雨発生時における中小河川・法定外水路の護岸損壊や、越水・溢水による浸水被害を防止するため、護岸の点検・補修、新設改良や嵩上工事、流量確保のための計画的な浚渫工事を推進する。【1-3 再掲】

#### **(道路排水施設の整備の推進)**

豪雨発生時における側溝・水路・管渠などの道路排水施設の流下能力の不足や老朽化を原因とする道路冠水等の被害を防止するため、道路排水施設の新設改良工事に取り組む。【1-3 再掲】

### **1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

#### **(自然災害に備える基盤面の整備促進)**

大規模盛土造成地で地すべりの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため、大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行う。

#### **(急傾斜地崩壊対策施設の適正管理)**

急傾斜地の崩壊による建物倒壊や人的被害の発生を防止するため、擁壁など防護施設の適切な維持管理を実施する。【1-1 再掲】

#### **(土砂災害に対する警戒避難態勢の充実)**

基礎調査結果の公表による土砂災害の恐れのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害警戒区域等内の住民があらゆる情報収集手段を活用して土砂災害や避難所に関する情報をいち早く入手できるように警戒避難体制の充実を図る。



## 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### (情報伝達手段の確保・多重化)

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る。【1-3 再掲】

### (大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)

災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。

### (避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿の更新に努めるとともに、町内会や消防団等に働きかけ、地域の協力体制を確立する。【1-1 再掲】

### (外国人への情報発信)

外国人が理解しやすいよう“やさしい日本語”や多言語による情報発信を行う。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (被災地における物資の確保)

家庭・事業所等における生活必需品等の備蓄を促し、計画的な備蓄に取り組むとともに、県や民間事業者等と連携した物資調達体制の構築を図る。

#### (応急給水体制の整備)

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う。

また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制の構築を図る。

#### (水道施設の耐震化・更新)

本城浄水場の沈澱池、ろ過池等の耐震化工事を推進する。自家発電設備については設置場所が無いなどの問題があり、すぐには着手できないため、浄水場の耐震化を優先して進める。

配水池等については給水量の減少に見合った総合的な検討が必要であるため、老朽化した施設の統廃合を先に進める。

#### (水道管路の更新整備)

漏水調査の結果と耐用年数を考え老朽管の耐震管への更新を推進していく。

#### (貯水槽等の整備)

飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る。

### **(漁港整備・港湾整備の促進)**

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合、海からの救援物資や救援救護要員の輸送を可能とするとともに、近年の船舶の大型化に対応した耐震強化岸壁の整備を促進する。

### **(道路等の整備)**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備を計画的に実施する。

## **2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

### **(受援体制の整備)**

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する。

### **(地域防災力の向上)**

防災組織を担う防災リーダー（防災士）の育成、地域の防災訓練の支援、資機材の整備の支援などの取組を通して、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

### **(大学との連携)**

災害時に危機管理学部を有する千葉科学大学からの支援を効果的に受け入れるため、平時から合同で防災訓練を行うなど、連携体制の強化を図る。

### **(消防力の充実・強化)**

発災時、早急な初動体制を確立させることが重要であることから、人員、消防車両等資機材の確保が迅速にできるよう、消防機能の維持、充実・強化を図る。

また、千葉県消防広域応援隊並びに緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、連携して効果的な活動が行えるよう災害時における受援計画運用の対応力を強化する。【1-1 再掲】

### **(消防団員の確保及び組織の強化)**

消防庫の新築及び改修、消防車両、各種資機材等の活動環境の整備を図り、広報による入団促進に努める。また、少ない人数でも災害対応できる体制づくりの強化を図るなど、常備消防と消防団の連携強化を推進する。【1-1 再掲】

## **2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

### **(医療提供体制の確保)**

医療関係者との協議を継続して行い、医療体制の整備を図る。

### **(受援体制の整備)**

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する。【2-2 再掲】

#### **(道路等の整備)**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備を計画的に実施する。【2-1 再掲】

### **2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

#### **(医療提供体制の確保)**

医療関係者との協議を継続して行い、医療体制の整備を図る。

#### **(避難所における衛生管理)**

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレやごみ保管場所の適正管理を行うとともに、感染症予防対策のための備品の整備や避難所の空調などの施設整備を推進する。

#### **(し尿処理施設の防災対策の強化)**

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、管理体制のさらなる強化、災害時における代替施設の確保等について検討を進める。

#### **(公衆衛生対策の推進)**

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を推進する。

#### **(災害廃棄物処理体制の構築)**

災害廃棄物処理計画の策定、市有地から仮置場の選定・確保を実施し、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、災害廃棄物の処理能力の確保を図る。

### **3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**

#### **3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

#### **(地域防犯体制の整備)**

平時から、防犯意識啓発活動や自主防犯パトロールの支援などの取組を行うことにより、地域防犯力を向上させるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備する。

#### **(交通安全活動の推進)**

平時から、交通安全啓発活動を進め、市民の交通安全に対する意識の向上を図る。

#### **(信号機の停電対策)**

停電により信号機が機能停止した際、交通事故を防止するため、信号機の機能復旧を可能とする資機材の調達を促進する。

#### **3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**

#### **(業務継続体制の強化)**

業務継続計画を作成するとともに、実効性を高めるため、必要に応じて見直しを行い、業務継続体制の充実強化を図る。

### **(地域防災力の向上)**

防災組織を担う防災リーダー（防災士）の育成、地域の防災訓練の支援、資機材の整備の支援などの取組を通して、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

### **(防災拠点の耐震化等)**

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施し防災拠点としての機能保全を図る。【1-1 再掲】

### **(公共施設の耐震化・不燃化等)**

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。【1-1 再掲】

### **(学校施設の維持管理)**

学校施設の統廃合に基づき長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。【1-1 再掲】

### **(大学との連携)**

災害時に危機管理学部を有する千葉科学大学からの支援を効果的に受け入れるため、平時から合同で防災訓練を行うなど、連携体制の強化を図る。【2-2 再掲】

### **(自治体クラウド導入の推進)**

それぞれのシステム更新時にクラウド化を検討し、本庁舎7階電算機室でのオンプレミス運用からデータセンター等を活用したクラウド運用へ切り替える。

## **4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

### **4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

#### **(情報伝達手段の確保・多重化)**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る。【1-3 再掲】

#### **(避難所施設の環境整備)**

災害発生時に避難所となる体育館等の情報通信機能を維持するため、非常用発電機等の整備等について検討する。

### **4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態**

#### **(情報伝達手段の確保・多重化)**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る。【1-3 再掲】

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### （企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）

災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業における事業継続計画（BCP）策定を促進する。

#### （広域幹線道路の整備促進）

災害発生時の物流ルートを複数確保する必要から銚子連絡道路の整備促進、国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業の早期完成と未計画区間の早期事業化を促進する。

製品の供給体制の維持や燃料・材料供給ルート確保のため、重要な道路の震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を促進する。

#### （漁港整備・港湾整備の促進）

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合、海からの救援物資や救援救護要員の輸送を可能とするとともに、近年の船舶の大型化に対応した耐震強化岸壁の整備を促進する。【2-1 再掲】

#### （沿岸漁業・水産加工業の振興）

千葉県や金融機関と連携し、災害時における漁業者と水産加工業者の資金調達支援を行う。

### 5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

#### （広域幹線道路の整備促進）

災害発生時の物流ルートを複数確保する必要から銚子連絡道路の整備促進、国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業の早期完成と未計画区間の早期事業化を促進する。【5-1 再掲】

#### （道路等の整備）

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備を計画的に実施する。【2-1 再掲】

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### （被災地における物資の確保）

家庭・事業所等における生活必需品等の備蓄を促し、計画的な備蓄に取り組むとともに、県や民間事業者等と連携した物資調達体制の構築を図る。【2-1 再掲】

### **(応急給水体制の整備)**

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う。また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制の構築を図る。【2-1 再掲】

### **(漁港整備・港湾整備の促進)**

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合、海からの救援物資や救援救護要員の輸送を可能とするとともに、近年の船舶の大型化に対応した耐震強化岸壁の整備を促進する。【2-1 再掲】

### **(広域営農団地農道の整備促進)**

雨水の貯留や土壌流出の防止等の計画的な整備、補修、更新及び耐震化等を着実に推進する。

### **(地域資源を活用した産業連携の推進)**

有事であっても食糧等の安定供給が止まることのないよう、製造・出荷体制を強靱化する。また、非常に高い食糧自給率を活かして、災害時の首都圏への食糧供給基地としての機能を強化する。

### **(広域幹線道路の整備促進)**

災害発生時の物流ルートを複数確保する必要から銚子連絡道路の整備促進、国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業の早期完成と未計画区間の早期事業化を促進する。

製品の供給体制の維持や燃料・材料供給ルート確保のため、重要な道路の震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を促進する。【5-1 再掲】

## **6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

### **6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止**

#### **(ライフライン事業者との連携)**

ライフライン事業者との協定締結等により、連携を強化する。

#### **(生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保)**

生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

#### **(災害時の石油燃料等の確保)**

災害時に迅速かつ円滑に、石油、L Pガス等の燃料の供給協力が得られるように、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結について検討する。

#### **(道路等の整備)**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備を計画的に実施する。【2-1 再掲】

### **(再生可能エネルギーの活用)**

銚子電力株式会社や発電事業者との連携による洋上風力発電を活用した電力調達や災害時における電力供給を検討するとともに自立・分散型エネルギーの導入を推進する。再生可能エネルギーの地産地消の仕組みを構築し、再生可能エネルギーを活用した災害に強いまちづくりを目指す。

## **6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止**

### **(浄水施設の更新整備)**

本城浄水場の沈澱池、ろ過池等の耐震化工事を推進する。自家発電設備については設置場所が無いなどの問題があり、すぐには着手できないため、浄水場の耐震化を優先して進める。

配水池等については給水量の減少に見合った総合的な検討が必要であるため、老朽化した施設の統廃合を先に進める。【2-1 再掲】

### **(水道管路の更新整備)**

漏水調査の結果と耐用年数を考え老朽管の耐震管への更新を推進していく。【2-1 再掲】

### **(応急給水体制の整備)**

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う。また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制の構築を図る。【2-1 再掲】

## **6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

### **(公共下水道の適正な維持管理と改築更新)**

第1期ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理を行っていくとともに、改築予定箇所の改築工事並びに次期ストックマネジメント計画策定を着実にやっていく。

### **(災害緊急時の備え強化)**

国土交通省が示している下水道 BCP マニュアルに基づき銚子市下水道 BCP マニュアルの改訂を適宜行うとともに、必要に応じて下水道施設の耐水化計画を策定するなど、限られた人員・資機材・財源の中で災害の備えに対する体制の強化を図っていく。

### **(し尿処理施設の防災対策の強化)**

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、管理体制のさらなる強化、災害時における代替施設の確保等について検討を進める。【2-4 再掲】

### **(公衆衛生対策の推進)**

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を推進する。【2-4 再掲】

## **6-4 地域交通ネットワークが分断する事態**

### **(地域公共交通対策の総合的な検討)**

災害リスクも十分に考慮し、地域公共交通計画の策定を進める。

### **(路線バス運行体制の維持に向けた取組)**

鉄道施設の被災や停電により、鉄道の運行が困難となった場合であっても、交通手段を確保するため、路線バスの運行体制の維持を図る。

### **(銚子電鉄及び JR 運行体制維持に向けた取組)**

道路網の遮断や燃料の不足により、自家用車の使用や路線バスの運行が困難となった場合であっても、交通手段を確保するため、鉄道網の維持を図る。

### **(道路等の整備)**

橋梁の崩落、損壊を防止するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁定期点検の実施と点検結果を踏まえた補修工事・架け替え工事を計画的に実施する。

道路附属物（道路照明灯・大型標識）の倒壊、器具の落下による道路ネットワークの寸断を防止するため、道路附属物修繕計画に基づく計画的な点検と点検結果を踏まえた修繕を実施する。

道路沿いの法面・路肩の崩壊、倒木による被害を未然に防ぐため、平時のパトロールや点検に取り組む。

市街地幹線道路の無電柱化及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する。【1-1 再掲】

地震発生時において特に重要な道路の閉塞を防止するため、沿道の建築物のさらなる耐震化を促進する。【1-1 再掲】

### **(踏切等の対策)**

鉄道施設の異常発生により道路が通行不能となった場合に備え、鉄道事業者との連携強化に取り組む。

幅員が狭あい等の理由により危険な踏切は、改良整備等の方向性について検討する。

## **7 制御不能な二次災害を発生させない**

### **7-1 市街地での大規模火災の発生**

#### **(公共施設の耐震化・不燃化等)**

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。【1-1 再掲】

#### **(空家対策の推進)**

大規模災害発生時に、老朽化した危険な空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家の所有者に対して適正管理を促すとともに、空家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど空家対策を実施する。【1-1 再掲】

#### **(消防力の充実・強化)**

平時から施設整備や高機能消防車両等の更新などのハード対策と、高度な災害対応能力を発揮する部隊運用の習熟などのソフト対策を推進し、消防活動体制の充実強化を図る。

また、千葉県消防広域応援隊並びに緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、連携して効果的な活動が行えるよう災害時における受援計画運用の対応力を強化する。【1-1 再掲】



### **(消防団員の確保及び組織の強化)**

消防庫の新築及び改修、消防車両、各種資機材等の活動環境の整備を図り、広報による入団促進に努める。また、少ない人数でも災害対応できる体制づくりの強化を図るなど、常備消防と消防団の連携強化を推進する。【1-1 再掲】

### **(火災予防行政の推進)**

日頃から安全装置付き火気器具の普及や住宅用火災警報器などの設置といった火災の早期覚知、初期消火対策を推進するとともに、地域の防災訓練において対応能力の向上を図る。【1-1 再掲】

## **7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺**

### **(道路等の整備)**

停電時における信号機の機能復旧のため、可搬型発電機の整備を促進する。【3-1 再掲】  
市街地幹線道路の無電柱化及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する。【1-1 再掲】

市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策など、避難路の通行を妨げない取組を推進する。【1-1 再掲】

災害対策上、重要な道路の閉塞を防止するため、沿道の建築物のさらなる耐震化を促進する。【1-1 再掲】

## **7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

### **(ため池施設の機能保全管理)**

施設の機能保全を図るために必要な修繕工事等を行い、適切な維持管理を実施する。

## **7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響**

### **(戦略的なプロモーションの推進)**

多様な情報提供ツール（ホームページ、ツイッター、フェイスブック、広報等）を活用した迅速かつ正確な情報提供、情報伝達手段の更なる多様化に向けた体制づくりを図る。

## **7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃**

### **(住宅・建築物のアスベスト対策の促進)**

吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理体制の構築)

災害廃棄物処理計画の策定、市有地から仮置場の選定・確保を実施し、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、災害廃棄物の処理能力の確保を図る。【2-4 再掲】

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (道路等の整備)

道路啓開・復旧を担う人材等確保のため、県・建設業協会・民間企業等との災害時応援協定の締結を促進する。

利根川増水による浸水害に対応するため、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所、県との連携強化を図る。

浸水害発生時における排水ポンプの調達・運転に必要な人材・機材を確保するため、建設業協会との連携強化（災害時応援協定の締結など）を図る。

#### (受援体制の整備)

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する。【2-2 再掲】

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (地域防災力の向上)

防災組織を担う防災リーダー（防災士）の育成、地域の防災訓練の支援、資機材の整備の支援などの取組を通して、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【2-2 再掲】

#### (地域防犯体制の整備)

平時から、防犯意識啓発活動や自主防犯パトロールの支援などの取組を行うことにより、地域防犯力を向上させるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備する。【3-1 再掲】

#### (地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制)

的確な方向性を定めた地域福祉計画を策定したうえで、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な地域生活課題について総合的に相談に応じるとともに、関係機関と連絡調整を行う体制を構築する。

#### (地域福祉・地域支え合い活動の推進)

平時から、社会福祉協議会と連携し、ボランティアや NPO 団体、企業など多様な主体と行政が一体となったきめ細かな地域福祉活動を推進する。

#### **(生活困窮者の自立支援)**

出張相談も含めた生活困窮者に対する相談体制の充実を図る。また、生活困窮者の自立に向けて、それぞれの対象者の適性にあった就労先確保のための支援を行う。

#### **(異文化理解の促進)**

平時から、日本語教室や交流事業の実施などの外国人支援により、日本人と外国人住民の交流する機会を増やすことで、異文化理解を促進する。

### **8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興の恐れが大幅に遅れる事態**

#### **(応急仮設住宅建設候補地リストの更新)**

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

## 第4章 計画の推進と進捗管理

### 1 施策の重点化

#### (1) 重点化の方法

各リスクシナリオへの対応方策について、国・県の重点化プログラム、銚子市総合計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを次の3つの視点から選定する。

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性の高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

#### (2) 重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	重点化すべきリスクシナリオ	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

### 2 進捗状況の把握

本計画の策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、数値目標を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

### 3 計画の見直し

本計画は、銚子市総合計画と整合を図るため、基本計画の改定にあわせて概ね5年の計画期間とする。

ただし、国・県の基本計画と調和を図るとともに、アクションプランの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、適宜、見直しを行う。

なお、地域防災計画など国土強靱化に関連する計画が見直しとなる際には、本計画との整合を図るものとする。

## 【別記】脆弱性の評価・分析

### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

##### （地震対策の推進）

地震による被害軽減施策を進めるため、国や県の地震被害想定調査の結果を踏まえた防災・減災対策を進める必要がある。

##### （公共施設の耐震化・不燃化等）

公共施設については、耐震化を進めるとともに、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。

##### （防災拠点としての機能保全）

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施すなどで防災拠点としての機能保全を図る必要がある。

##### （学校施設の維持管理）

学校施設は児童生徒が利用するとともに、災害時の避難所等として活用されるため、学校施設の適切な維持管理に努める必要がある。

##### （民間住宅の耐震化）

建物倒壊等の危険性があることを知らずに生活している住民が存在しており、大規模災害が発生した場合、多くの死傷者数が発生することが懸念されるため、建築物の耐震化について周知し、促進していく必要がある。

##### （市営住宅の適正な管理）

市内には市営住宅が13団地あり、市民の住宅セーフティネットの役割を果たしている。しかし、昭和31年から昭和62年に建設された住宅であり、建物の老朽化が進行している。耐震化は終了しているが、改修工事による長寿命化や廃止を含めた適切な維持管理が必要となっている。

##### （空家対策の推進）

老朽化した危険な空家の増加に伴い大規模災害時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生じる恐れがある。老朽化した危険空家の増加を抑制するため、空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空家対策を実施する必要がある。

##### （適正な土地利用の推進）

安全で安心して暮らせる居住空間を確保するとともに、必要な都市機能を集約する持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する必要がある。災害時においても、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークを形成する必要がある。

##### （公園整備と緑化の推進）

公園は、大規模災害発生時の避難・救助活動の場となり、復興に向けた仮設住宅建設用地として、重要なオープンスペースとなるため、防災機能を備える公園・緑地を確保する必要がある。

### **（避難路の通行確保対策）**

市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化、無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。

### **（市道の整備）**

市街地幹線道路の無電柱化の促進及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する必要がある。

建物倒壊による道路の閉塞が懸念されるため、災害対策上、重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進する必要がある。

### **（河川護岸の整備等）**

大規模地震発生時において、中小河川等の石積みの護岸、老朽化した護岸、自然護岸の損壊に伴う浸水害や建物倒壊被害が懸念されるため、護岸の新設改良整備に取り組む必要がある。また、倒木等による河川閉塞も懸念されるため、沿川の点検と樹木の伐採に取り組む必要がある。

### **（急傾斜地崩壊対策施設の適正管理）**

急傾斜地の崩壊による建物倒壊や人的被害の発生を防止するため、擁壁など防護施設の適切な維持管理を行う必要がある。

### **（消防力の充実・強化）**

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生する恐れがあるため、消防力が不足することで消火活動が困難な状態となり、住宅密集地などでは大規模な火災につながる危険性が高い。

### **（消防団員の確保及び組織の強化）**

人口減少や高齢化等が進むなか、消防団員は減少を続け団員の確保が困難な状態となり、地域における防災力の維持が危惧される状況。

### **（火災予防行政の推進）**

地震による電気やガスの復旧による通電火災等の発生が懸念される。

### **（避難行動要支援者の支援体制の強化）**

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。また、避難行動要支援者名簿の更新に努めるとともに、町内会や消防団等に働きかけ、地域の協力体制を確立する必要がある。

### **（地域防災力の向上）**

自主防災組織結成の促進、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

## **1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災**

### **（公共施設の耐震化・不燃化等）**

公共施設については、耐震化を進めるとともに、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。【1-1 再掲】

#### **(消防力の充実・強化)**

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生する恐れがあるため、消防力が不足することで消火活動が困難な状態となり、住宅密集地などでは大規模な火災につながる危険性が高い。【1-1 再掲】

#### **(消防団員の確保及び組織の強化)**

人口減少や高齢化等が進むなか、消防団員は減少を続け団員の確保が困難な状態となり、地域における防災力の維持が危惧される状況。【1-1 再掲】

#### **(火災予防行政の推進)**

建築物の大型化・高層化等により、火災発生時の初動対応の遅れにより、多数の死傷者の発生が懸念される。【1-1 再掲】

### **1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生**

#### **(津波対策の推進)**

津波避難計画や津波ハザードマップにより、津波が発生した際に、市民が迅速な避難行動ができるよう市民に分かりやすく伝える必要がある。

#### **(津波避難施設の整備)**

多くの地域で津波浸水被害が想定されるため、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板等や避難誘導標識の設置、安全な場所までの避難路や津波避難タワー等を整備するなど、津波避難施設の整備を推進する必要がある。

#### **(情報伝達手段の確保・多重化)**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する必要がある。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る必要がある。

#### **(地域防災力の向上)**

自主防災組織結成の促進、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

#### **(防災拠点としての機能保全)**

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施すなどで防災拠点としての機能保全を図る必要がある。【1-1 再掲】

#### **(市民の津波に対する自助共助、防災意識の醸成)**

大震災発生時に市民が安全に避難場所等に避難するためには、自助及び共助の意識を高く持ち、日頃から大震災に備える地震対策を充実させることが必要であるが、そのための地域社会の交流や連携等について創意工夫ある取組が課題となっており、防災訓練、研修会等の機会を通じ、市民の津波に対する防災意識の醸成を図る必要がある。

#### **(防災教育の推進)**

地震や津波などの災害に対する危機意識を一層高め、児童生徒の生命を保持するための万全な対応を備えるため、防災教育の推進を図る必要がある。



#### **(海岸における津波・高潮対策施設の整備促進)**

太平洋沿岸の集落では、大規模津波・高潮による人的・物的被害の発生が想定されるため、千葉県が進めている津波・高潮防護の考えを取り入れた海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

#### **(利根川沿岸部津波・高潮対策施設の整備促進)**

利根川沿岸部では、津波の遡上による中小河川等への逆流が発生し、人的・物的被害の発生が想定されるため、堤防及び排水樋管の整備を促進する必要がある。

#### **(樋管の効果的な管理運用等)**

津波の遡上による利根川の増水時に中小河川・法定外水路の樋管ゲートが閉鎖されていない場合、浸水被害が発生し、住民の生命・財産に被害が及ぶとともに、閉鎖作業従事者が危機にさらされることが想定されるため、国と連携を図りながら、自動化・遠隔化を促進する必要がある。

#### **(河川整備の推進)**

津波の遡上発生時において中小河川・法定外水路の自然護岸を含む護岸の損壊や、越水・溢水による浸水被害が発生することが懸念されるため、護岸の点検・補修、護岸の新設改良や嵩上工事を推進する必要がある。また、中小河川・法定外水路の流量確保のため、計画的な浚渫工事を推進する必要がある。

#### **(津波避難路の整備等)**

大規模津波発生時に円滑な避難が行われるよう津波避難路の指定及び道路改良整備を実施する必要がある。

冬季における大規模津波発生時に高台へ避難する際、坂道の路面凍結により、円滑な避難が妨げられるおそれがある。

#### **(道路排水施設の整備の推進)**

津波発生時において、側溝・水路・管渠などの道路排水施設の流下能力の不足や、老朽化を原因として、道路冠水等の被害が発生することが懸念されるため、道路排水施設の新設改良工事に取り組む必要がある。

### **1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**

#### **(水害対策の推進)**

水害が発生した際に、市民が水害から安全に避難できるよう、洪水ハザードマップや内水ハザードマップで浸水想定区域や避難経路を周知するなど、市民に分かりやすく伝える必要がある。

#### **(利根川沿岸部の洪水対策施設の整備促進)**

利根川沿岸部では、近年激甚化している豪雨により、中小河川等への逆流が発生し、人的・物的被害の発生が想定されるため、堤防及び排水樋管の整備を促進する必要がある。

#### **【1-3 再掲】**

#### **(水防機能の強化)**

利根川沿岸部では、近年激甚化している豪雨により、浸水被害が発生することが想定されるため、排水ポンプの調達や内水側の浸水被害の発生状況を即時に把握するための機器

設置に取り組む必要がある。

#### **(樋管の効果的な管理運用等)**

豪雨による利根川の増水時に中小河川・法定外水路の樋管ゲートが閉鎖されていない場合、浸水被害が発生し、住民の生命・財産に被害が及ぶとともに、閉鎖作業従事者が危機にさらされることが想定されるため、国と連携を図りながら、自動化・遠隔化を促進する必要がある。【1-3 再掲】

#### **(河川護岸等の整備の推進)**

豪雨発生時における自然護岸を含む護岸の損壊や、越水・溢水による浸水被害の発生が懸念されるため、護岸の点検・補修、護岸の新設改良や嵩上工事を推進する必要がある。また、中小河川・法定外水路の流量確保のため、計画的な浚渫工事を推進する必要がある。

【1-3 再掲】

#### **(道路排水施設の整備の推進)**

豪雨発生時において、側溝・水路・管渠などの道路排水施設の流下能力の不足や老朽化を原因として、道路冠水等の被害が発生することが懸念されるため、道路排水施設の新設改良工事に取り組む必要がある。【1-3 再掲】

### **1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

#### **(自然災害に備える基盤面の整備促進)**

地震の揺れによる大規模盛土造成地における滑動等の被害の軽減を図るため、変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に対する理解を深めるとともに、危険個所の滑動崩落調査を実施する必要がある。

#### **(急傾斜地崩壊対策施設の適正管理)**

急傾斜地の崩壊による建物倒壊や人的被害の発生を防止するため、擁壁など防護施設の適切な維持管理を実施する必要がある。【1-1 再掲】

#### **(土砂災害に対する警戒避難態勢の充実)**

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進、情報伝達体制の整備など、ソフト対策による警戒避難態勢の充実を図る必要がある。

### **1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

#### **(情報伝達手段の確保・多重化)**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、アラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する必要がある。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る必要がある。【1-3 再掲】

#### **(大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化)**

災害時の被害の最小化を図るためには、地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。

### **（避難行動要支援者の支援体制の強化）**

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。また、避難行動要支援者名簿の更新に努めるとともに、町内会や消防団等に働きかけ、地域の協力体制を確立する必要がある。【1-1 再掲】

### **（外国人への情報発信）**

日本語による防災情報の理解が困難であり、防災に対する認識が不十分である外国人に対し、わかりやすい情報発信をする必要がある。

## **2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）**

### **2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

#### **（被災地における物資の確保）**

家庭・事業所等における生活必需品等の備蓄を促し、計画的な備蓄に取り組むとともに、県や民間事業者等と連携した物資調達体制を構築する必要がある。

#### **（応急給水体制の整備）**

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う必要がある。また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制を整えておく必要がある。

#### **（水道施設の耐震化・更新）**

本城浄水場の施設のうち浄水池の耐震化は令和2年度に完了したが、沈澱池及びろ過池等の耐震化は完了していない。また、浄水処理するための必要最低限の自家発電設備は設置しているが、送水ポンプを運転できる大型発電機は設置していない。

市内の各配水場等については、老朽化が進行している配水池や耐震化していない配水池がある。

#### **（水道管路の更新整備）**

老朽化した水道管を耐震管へ更新する必要がある。

#### **（貯水槽等の整備）**

飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る必要がある。

#### **（漁港整備・港湾整備の促進）**

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。

#### **（道路等の整備）**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送等の経路を確保するため、災害対策上、特に重要な路線の改良整備に取り組む必要がある。

## 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (受援体制の整備)

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する必要がある。【2-1 再掲】

### (地域防災力の向上)

自主防災組織結成の促進、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

### (大学との連携)

災害時に危機管理学部を有する千葉科学大学からの支援を効果的に受け入れるため、平時から連携体制の強化を図る必要がある。

### (消防力の充実・強化)

消防庁舎及び消防車両等が被災することで、従来の消防・救急活動の低下が考えられ、限られた消防力での対応が懸念される。【1-1 再掲】

### (消防団員の確保及び組織の強化)

人口減少や高齢化等が進むなか、消防団員は減少を続け団員の確保が困難な状態となり、地域における防災力の維持が危惧される状況。【1-1 再掲】

## 2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### (医療提供体制の確保)

災害時の救護活動等については、平時から医療関係者と協議を行い、医療体制の充実・強化を図る必要がある。

### (受援体制の整備)

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する必要がある。

### (道路等の整備)

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送の経路等を確保するため、災害対策上、特に重要な路線の改良整備に取り組む必要がある。【2-1 再掲】

## 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (医療提供体制の確保)

災害時の救護活動等については、平時から医療関係者と協議を行い、医療体制の充実・強化を図る必要がある。【2-3 再掲】

### (避難所における衛生管理)

避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレやごみ保管場所の適正管理を行うとともに、感染症予防対策のための備品の整備や避難所の空調などの施設整備を推進する必要がある。

### (し尿処理施設の防災対策の強化)

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、管理体制のさらなる強化、災害時における代替

施設の確保等に努める必要がある。

**(公衆衛生対策の推進)**

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽へ転換する必要がある。

**(災害廃棄物処理体制の構築)**

災害廃棄物処理に際し、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場を選定・確保し、処理のための広域的な連携や協定により、処理能力の確保を図ることが必要である。

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

**(地域防犯体制の整備)**

平時から、防犯意識啓発活動や自主防犯パトロールの支援などの取組を行うことにより、地域防犯力を向上させるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備する必要がある。

**(交通安全活動の推進)**

平時から、交通安全啓発活動を進め、市民の交通安全に対する意識の向上を図る必要がある。

**(信号機の停電対策)**

停電により信号機が機能停止した際、交通事故を防止するため、信号機の機能復旧を可能とする資機材の調達を促進する必要がある。

#### 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**(業務継続体制の強化)**

業務継続計画を作成するとともに、実効性を高めるため、必要に応じて見直しを行い、業務継続体制の充実強化を図る必要がある。

**(地域防災力の向上)**

自主防災組織結成の促進、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

**(防災拠点としての機能保全)**

防災拠点となる市庁舎の耐震性が低く、また庁舎敷地の一部が洪水・津波浸水想定区域に含まれているため、区域外への庁舎建替え移転等を含め検討するとともに、倒壊防止策を施すなどで防災拠点としての機能保全を図る必要がある。【1-1 再掲】

**(公共施設の耐震化・不燃化等)**

公共施設については、耐震化を進めるとともに、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。【1-1 再掲】

**(学校施設の維持管理)**

学校施設は児童生徒が利用するとともに、災害時の避難所等として活用されるため、学校施設の適切な維持管理に努める必要がある。【1-1 再掲】

#### **（大学との連携）**

災害時に危機管理学部を有する千葉科学大学からの支援を効果的に受け入れるため、平時から連携体制の強化を図る必要がある。【2-2 再掲】

#### **（自治体クラウド導入の推進）**

行政事務に係るシステムを本庁舎7階電算機室にて運用しているため、大規模災害により本庁舎が被災した場合、行政事務に必要な情報が失われる可能性があるため、各システムのクラウド化を推進する必要がある。

### **4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

#### **4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

##### **（情報伝達手段の確保・多重化）**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する必要がある。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る必要がある。【1-3 再掲】

##### **（避難所施設の環境整備）**

災害発生時に避難所となる体育館等の情報通信機能を維持するため、非常用発電機整備等の非常用電源を確保する必要がある。

#### **4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態**

##### **（情報伝達手段の確保・多重化）**

防災行政無線や防災ラジオ、防災メール、市 SNS、Lアラート、県防災ポータルサイト等を通じ、市民が容易に必要な災害情報を入手できる環境を構築する必要がある。

また、防災行政無線の破損等により使用できなくなることに備え、防災情報伝達手段を多重化するなど情報伝達体制の強化を図る必要がある。【1-3 再掲】

### **5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**

#### **5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下**

##### **（企業の事業継続計画（BCP）の策定促進）**

災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画（BCP）を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

##### **（広域幹線道路の整備促進）**

本市は首都圏の食糧供給基地の役割を担っており、大規模災害発生後においても経済活動に多大な影響を与えないよう交通インフラを強化し、複数のルートを確保することによ

り物流の停止を防ぐ必要がある。

製品の供給体制の維持や燃料・材料供給ルート確保のため、道路の震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を進める必要がある。

#### **（漁港整備・港湾整備の促進）**

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【2-1 再掲】

#### **（沿岸漁業・水産加工業の振興）**

千葉県や金融機関と連携し、災害発生時における沿岸漁業者と水産加工業者の資金調達を支援する必要がある。

### **5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止**

#### **（銚子連絡道路・広域幹線道路の整備促進）**

本市は首都圏の食糧供給基地の役割を担っており、大規模災害発生後においても経済活動に多大な影響を与えないよう交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要がある。【5-1 再掲】

#### **（道路等の整備）**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備に取り組む必要がある。【2-1 再掲】

### **5-3 食料等の安定供給の停滞**

#### **（被災地における物資の確保）**

家庭・事業所等における生活必需品等の備蓄を促し、計画的な備蓄に取り組むとともに、県や民間事業者等と連携した物資調達体制を構築する必要がある。【2-1 再掲】

#### **（応急給水体制の整備）**

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う必要がある。また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制を整えておく必要がある。【2-1 再掲】

#### **（漁港整備・港湾整備の促進）**

災害の発生により首都圏に通じる陸上輸送路に重大な被害が生じた場合は、海上ルートからの救援物資や救援救急要員の輸送を可能とする耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。【2-1 再掲】

#### **（広域営農団地農道の整備促進）**

集中豪雨等による農地等の浸水被害を解消するため、排水施設等の整備・補強や耐震診断等に基づく脆弱箇所の整備・補強を図る必要がある。

#### **（地域資源を活用した産業連携の推進）**

有事であっても食糧等の安定供給が止まることのないよう、製造・出荷体制を強靱化していく必要がある。また、非常に高い食糧自給率を活かして、災害時の首都圏への食糧供給基地としての機能を強化する必要がある。

### **（広域幹線道路の整備促進）**

本市は首都圏の食糧供給基地の役割を担っており、大規模災害発生後においても経済活動に多大な影響を与えないよう交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要がある。【5-1 再掲】

製品の供給体制の維持や燃料・材料供給ルート確保のため、道路の震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を進める必要がある。【5-1 再掲】

## **6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**

### **6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止**

#### **（ライフライン事業者との連携）**

ライフライン事業者との協定締結等により、連携を強化する必要がある。

#### **（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）**

災害時において、生活・経済活動における基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギー導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

#### **（災害時の石油燃料等の確保）**

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合銚子支部との協定を締結しており、今後は実効性の強化を図る必要がある。

#### **（道路等の整備）**

災害時における緊急車両の走行経路、物資輸送などの経路を確保するため、災害対策上、重要な路線の改良整備に取り組む必要がある。【2-1 再掲】

#### **（再生可能エネルギーの活用）**

災害時における電力供給の停止は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるほか、市の災害対応業務や避難所運営等の災害対応全般に影響を及ぼすものであることから、災害発生時において必要な電力供給を確保する必要がある。

### **6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止**

#### **（浄水施設の更新整備）**

本城浄水場の施設のうち浄水池の耐震化は令和2年度に完了したが、沈澱池及びろ過池等の耐震化は完了していない。また、浄水処理するための必要最低限の自家発電設備は設置しているが、送水ポンプを運転できる大型発電機は設置していない。

市内の各配水場等については、老朽化が進行している配水池や耐震化していない配水池がある。【2-1 再掲】

#### **（水道管路の更新整備）**

老朽化した水道管を耐震管へ更新する必要がある。【2-1 再掲】



#### **（応急給水体制の整備）**

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練を行う必要がある。また、千葉県水道災害相互応援協定に基づき、速やかに応援要請ができるよう連絡体制を整えておく必要がある。【2-1 再掲】

### **6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

#### **（公共下水道の適正な維持管理と改築更新）**

平成 29 年度に策定したストックマネジメント全体計画（下水道施設を維持していくために必要な維持管理・改築更新費用の長期的な分析）及び平成 30 年度に策定した第 1 期ストックマネジメント計画（令和元年度から令和 5 年度までの 5 か年の維持管理・改築更新方針及び改築予定箇所を示す計画）に基づき、限られた財源の中で、下水道施設を適正に維持管理・改築更新を行っていく必要がある。

#### **（災害緊急時の備え強化）**

地震・風水害・停電等の災害により下水道施設が機能停止してしまうと下水道区域内の汚水処理に影響が発生し、下水道の使用制限の要請が懸念される。

#### **（し尿処理施設の防災対策の強化）**

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、管理体制のさらなる強化、災害時における代替施設の確保等に努める必要がある。【2-4 再掲】

#### **（公衆衛生対策の推進）**

老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽へ転換する必要がある。【2-4 再掲】

### **6-4 地域交通ネットワークが分断する事態**

#### **（地域公共交通対策の総合的な検討）**

災害時にも、最低限の交通ネットワークを確保し、人、モノの流れを維持する必要がある。

#### **（路線バス運行体制の維持に向けた取組）**

鉄道施設の被災や停電により、鉄道の運行が困難となった場合であっても、最低限の交通ネットワークを確保し、人、モノの流れを維持する必要がある。

#### **（銚子電鉄及び JR 運行体制維持に向けた取組）**

道路網の遮断や燃料の不足により、自家用車の使用や路線バスの運行が困難となった場合であっても、最低限の交通ネットワークを確保し、人、モノの流れを維持する必要がある。

#### **（道路等の整備）**

橋梁、道路附属物の損壊等による道路ネットワークの寸断が懸念されるため、計画的な点検・補修を引き続き実施する必要がある。

道路沿いの法面や路肩の崩壊・倒木による被害を未然に防ぐため、平時のパトロールや点検に取り組む必要がある。

市街地幹線道路の無電柱化の促進及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する必要がある。【1-1 再掲】

建物倒壊による道路の閉塞が懸念されるため、災害対策上、重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進する必要がある。【1-1 再掲】

#### **（踏切等の対策）**

踏切等の鉄道施設の異常発生により道路が通行不能となった場合に備え、鉄道事業者との連携強化を図る必要がある。

大規模災害発生時において狭隘な踏切は、円滑な避難行動、救助活動、物資輸送を妨げることが懸念される。

## **7 制御不能な二次災害を発生させない**

### **7-1 市街地での大規模火災の発生**

#### **（公共施設の耐震化・不燃化等）**

公共施設については、耐震化を進めるとともに、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。【1-1 再掲】

#### **（空家対策の推進）**

老朽化した危険な空家の増加に伴い大規模災害時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生じる恐れがある。老朽化した危険空家の増加を抑制するため、空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、空家対策を実施する必要がある。【1-1 再掲】

#### **（消防力の充実・強化）**

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生する恐れがあるため、消防力が不足することで消火活動が困難な状態となり、住宅密集地などでは大規模な火災につながる危険性が高い。【1-1 再掲】

#### **（消防団員の確保及び組織の強化）**

人口減少や高齢化等が進むなか、消防団員は減少を続け団員の確保が困難な状態となり、地域における防災力の維持が危惧される状況。【1-1 再掲】

#### **（火災予防行政の推進）**

市街地は同時に人口密集地であり、沿道建築物等の延焼によって道路閉鎖が発生し、避難通路の危険性が高い。【1-1 再掲】

### **7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺**

#### **（道路等の整備）**

停電により信号機が機能停止した際、交通事故を防止するため、信号機の機能復旧を可能とする資機材の調達を促進する必要がある。【3-1 再掲】

市街地幹線道路の無電柱化の促進及び狭あい部における電柱等占用物の移設を促進する必要がある。【1-1 再掲】

市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策など、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。【1-1 再掲】

建物倒壊による道路の閉塞が懸念されるため、災害対策上、重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進する必要がある。【1-1 再掲】

### 7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (ため池施設の機能保全管理)

施設の経年劣化がみられ今後は地震、豪雨、老朽化等の対策を図る必要がある。

### 7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

#### (戦略的なプロモーションの推進)

事故や災害等の環境汚染等による観光施設や農水産物の風評被害対策として、国・県等と連携する体制を整え、正確なデータ収集と伝達体制の強化により、消費者や観光客等の安心を確保し、食の安全安心等を踏まえた銚子ブランド力の向上を図る必要がある。

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

#### (住宅・建築物のアスベスト対策の促進)

災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を講ずる必要がある。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理体制の構築)

災害廃棄物処理に際し、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場を選定・確保し、処理のための広域的な連携や協定により、処理能力の確保を図ることが必要である。

【2-4 再掲】

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (道路等の整備)

道路啓開等の復旧を担う人材等を確保するため、県・建設業協会・民間企業等との災害時応援協定を締結する必要がある。

浸水害発生時における排水対策に必要な人材・機材を確保するため、国・県・建設業協会との連携強化を図る必要がある。

#### (受援体制の整備)

他の自治体や消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援

するための受援計画を策定し、訓練等を踏まえ体制を強化する必要がある。【2-2 再掲】

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### （地域防災力の向上）

自主防災組織結成の促進、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

#### （地域防犯体制の整備）

平時から、防犯意識啓発活動や自主防犯パトロールの支援などの取組を行うことにより、地域防犯力を向上させるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備する必要がある。

【3-1 再掲】

#### （地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制）

生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

#### （地域福祉・地域支え合い活動の推進）

地域一丸となった災害対応体制を構築するため、防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

#### （生活困窮者の自立支援）

生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。

#### （異文化理解の促進）

言語や生活習慣などの違いにより、コミュニティや治安の悪化を招かないよう、外国人住民との間の相互理解を深める必要がある。

### 8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興の恐れが大幅に遅れる事態

#### （応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

# 銚子市国土強靱化地域計画

令和3年3月発行

銚子市 総務課危機管理室  
企画財政課企画室

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1  
電話 0479-24-8181 (代)